

# 組合員の種別により適用される事業が異なりますのでご注意ください

共済組合の事業は、組合員の種別によって次のとおり適用される事業が異なります。ご自身がどの事業の適用を受けるかをご確認のうえ、本誌紙面の内容をご覧ください。

事業の適用が不明な場合は、当組合又は所属所の共済組合事務担当課へお問い合わせください。

組合員の種別	どのような方が該当するか	適用される事業
一般組合員 (短期組合員・長期組合員以外の方)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 正規職員の方</li><li>• フルタイム勤務の会計年度任用職員の方で、月 18 日以上勤務で 1 年経過した場合</li><li>• フルタイム再任用職員の方</li></ul>	全ての共済事業 <ul style="list-style-type: none"><li>• 短期給付（医療）事業</li><li>• 長期給付（年金）事業</li><li>• 福祉（保健、貯金、貸付）事業</li></ul>
短期組合員 (R4.10 以降)	<ul style="list-style-type: none"><li>• 短時間勤務の非常勤職員の方</li><li>• 短時間勤務の再任用職員の方</li><li>• フルタイム勤務で一般組合員の要件を満たさない方</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 短期給付事業</li><li>• 福祉事業</li></ul>
長期組合員	<ul style="list-style-type: none"><li>• 一般組合員（市町長、特別職を含む） に該当する 75 歳以上の方</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>• 短期給付事業は、育児介護休業給付のみ対象</li><li>• 長期給付事業は、退職等年金給付のみ対象</li><li>• 福祉事業は、貯金・貸付事業のみ対象</li></ul>